

# 熊本県公報

号外 第 19 号  
平成 17 年 4 月 1 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>登 載 依 頼</b>	
○ 熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程……………(選挙管理委員会)	1
○ 熊本県選挙管理委員会書記長及び地方書記長専決処理事項の廃止( " )	12
○ 直接請求に係る連署基準数……………( " )	12
○ "……………( " )	12
○ 熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………( " )	13
○ 道路交通法第 108 条の 29 の規定による地域交通安全活動推進委員の委嘱……………(公安委員会)	13

## 登 載 依 頼

### 熊本県選挙管理委員会告示第 17 号

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程  
熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成 13 年熊本県選挙管理委員会告示第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「第 29 条第 3 項」を「第 25 条の 5 第 2 項」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「是正の申出」を「利用停止請求」に改める。

第 5 条第 3 項中「第 29 条第 3 項」を「第 25 条の 4 第 2 項」に、「是正の申出」を「利用停止請求」に、「第 30 条」を「第 25 条の 7 第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 6 条中「第 16 条第 8 号」を「第 16 条第 2 号」に改める。

第 7 条第 5 項中「第 19 条第 6 項」の次に「及び第 7 項」を、「事項は」の次に「、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示」を加え、「、開示請求者以外の者に係る情報の内容を削り、同条第 6 項及び第 7 項中「第 19 条第 6 項」の次に「及び第 7 項」を加え、同条第 8 項中「第 19 条第 7 項」を「第 19 条第 8 項」に改め、同 7 条の次に次の 1 条を加える。

(条例第 19 条の 2 第 1 項の規定による通知書)

第 7 条の 2 条例第 19 条の 2 第 1 項の規定による通知書は、別記第 8 号の 2 様式(開示請求事案移送通知書)によるものとする。

第 13 条の次に次の 5 条を加える。

(条例第 25 条の 2 第 1 項の規定による通知書)

第 13 条の 2 条例第 25 条の 2 第 1 項の規定による通知書は、別記第 13 号の 2 様式(訂正請求事案移送通知書)によるものとする。

(条例第 25 条の 3 の規定による通知書)

第 13 条の 3 条例第 25 条の 3 の規定による通知書は、別記第 13 号の 3 様式(個人情報訂正実施通知書)によるものとする。

(条例第 25 条の 5 第 1 項第 4 号の実施機関が定める事項等)

第 13 条の 4 条例第 25 条の 5 第 1 項第 4 号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。

2 利用停止請求書は、別記第 13 号の 4 様式(自己情報利用停止請求書)によるものとする。

(準用)

第 13 条の 5 第 12 条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(条例第 25 条の 7 の規定による通知書)

第 13 条の 6 条例第 25 条の 7 第 2 項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区

分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 別記第 13 号の 5 様式 (個人情報利用停止決定通知書)

(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 別記第 13 号の 6 様式 (個人情報部分利用停止決定通知書)

2 条例第 25 条の 7 第 3 項の規定による通知書は、別記第 13 号の 7 様式 (個人情報利用不停止決定通知書) によるものとする。

3 条例第 25 条の 7 第 4 項において準用する条例第 19 条第 5 項後段の規定による通知書は、別記第 13 号の 8 様式 (自己情報利用停止請求決定期間延長通知書) によるものとする。

第 16 条及び第 17 条を次のように改める。

第 16 条及び第 17 条 削除

第 19 条中「第 41 条」を「第 42 条」に改める。

別記第 1 号様式中「法人その他の団体」を「法人」に、

住所		を	住所	(電話番号 ( ) - )		に改める。
----	--	---	----	---------------	--	-------

別記第 2 号様式中

開示請求に係る 個人情報の内容		を	開示請求に係る 個人情報の内容			に
開示請求に係る 個人情報の内容		を	開示請求に係る 個人情報の内容			に
開示請求に係る 個人情報の内容		を	開示請求に係る 個人情報の内容			に
開示請求に係る 個人情報の内容		を	開示請求に係る 個人情報の内容			に

「電話番号」を「電話番号 ( ) -」に改める。

別記第 3 号様式中

開示請求に係る 個人情報の内容		を	開示請求に係る 個人情報の内容			に、
開示請求に係る 個人情報の内容		を	開示請求に係る 個人情報の内容			に、

「電話番号」を「電話番号 ( ) -」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができま

す。」  
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができま

す。」  
この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県選挙管理委員会を被告として (熊本県選挙管理委員会委員長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

改める。

別記第 4 号様式中「電話番号」を「電話番号 ( ) -」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができま

す。」  
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができま

す。」  
この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県選挙管理委員会を被告として (熊本県選挙管理委員会委員長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

改める。

別記第 6 号様式中「第 19 条第 6 項」を「第 19 条第 6 項 (第 7 項)」に、「ご意見」を「御意見」に、「電話番号」を「電話番号 ( ) -」に改める。

別記第 8 号様式中「第 19 条第 7 項」を「第 19 条第 8 項」に、

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができま

「 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。に、  
また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県選挙管理委員会を被告として（熊本県選挙管理委員会委員長が被告の代表者となります。）提起することができます。」  
「電話番号」を「電話 番号（ ） - 」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

氏 名	住 所	活動区域
上元 正純	天草郡新和町小宮地6584番地	本渡警察署管轄区域
江浦むつえ	本渡市下浦町2358番地	〃
檉山 武久	本渡市佐伊津町2783番地	〃
梶山 勝	本渡市本渡町大字本戸馬場2898番地4	〃
川上 勝昭	天草郡有明町大字下津浦38番地	〃
園田 溢	天草郡天草町大江3031番地	〃
遠山 春樹	天草郡有明町大字赤崎2023番地1	〃
富永千賀子	本渡市本渡町大字本渡986番地1	〃
並崎 一信	天草郡栖本町大字古江801番地3	〃
松尾 鐵治	天草郡苓北町富岡2545番地2	〃
松木昭十四	天草郡五和町大字御領9628番地16	〃
山下 富子	本渡市本渡町大字本戸馬場394番地1	〃
吉鶴 政美	天草郡倉岳町大字宮田3878番地	〃
久保田武敬	上天草市松島町阿村1508番地	上天草警察署管轄区域
高木 一喜	上天草市龍ヶ岳町大道1985番地	〃
松本 初雪	上天草市松島町教良木5939番地	〃
山口登壽喜	上天草市大矢野町上2344番地1	〃
山口 尚眞	上天草市姫戸町姫浦2360番地	〃
渡邊 泰信	上天草市大矢野町維和79番地1	〃
佐藤 剛作	牛深市牛深町83番地1	牛深警察署管轄区域
杉本 重朗	牛深市牛深町1539番地1	〃
登 元生	天草郡河浦町大字河浦5690番地	〃
橋本 敬子	牛深市深海町3215番地	〃

別記第9号様式中「法人その他の団体」を「法人」に、「訂正を求める内容」を「訂正請求の趣旨及び理由」に、

「住所」を「住所 (電話番号 ( ) - )」に改め、

「訂正の内容を」の次に「含め、」を加え、「5 請求の際は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示が必要です。」を削る。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「電話番号」を「電話番号 ( ) - 」に、「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。」

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県選挙管理委員会を被告として（熊本県選挙管理委員会委員長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

改める。

別記第13号様式の次に次の7様式を加える。

別記第13号の2様式(第13条の2関係)

訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした訂正請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課等	(電話番号 ( ) - (内線 ( )))
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号 ( ) - (内線 ( )))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

(注) 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等を行うこととなります。

(日本工業規格A4)

別記第13号の3様式（第13条の3関係）

## 個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第25条の3の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号 ( ) ) — (内線 ( ) )
備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号の4様式（第13条の4関係）

自 己 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

熊本県選挙管理委員会委員長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 -

（法人にあっては、  
主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、  
その名称及び代表者の氏名）

連 絡 先

（法人にあっては、  
担当者の氏名及び連絡先） 電話番号（ ） -

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 （該当するものの番号を） （○で囲んでください。）	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	（電話番号（ ） - ）
本人に代わって利用停止請求をする理由		

- (注) 1 「利用停止請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る自己情報が特定できるように具体的に記載してください。
- 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めらるかを含め、具体的に記入してください。
- 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。
- 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証	2 旅券
	3 その他（ ）	
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 その他（ ）
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書	2 個人情報部分開示決定通知書
	3 他の法令により交付を受けた個人情報記録された物の写し	
備考	受付年月日	年 月 日

(日本工業規格A4)

別記第13号の5様式（第13条の6関係）

## 個人情報利用停止決定通知書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県選挙管理委員会委員長

印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	
担当課等	(電話番号 ( ) - (内線 ))
備考	

(日本工業規格 A 4)



別記第13号の6様式（第13条の6関係）

個人情報部分利用停止決定通知書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県選挙管理委員会委員長

印

利用停止に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分	
利用停止しないこととした理由	
担当課等	(電話番号 ( ) - (内線 ))
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県選挙管理委員会を被告として（熊本県選挙管理委員会委員長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号の7様式（第13条の6関係）

## 個人情報利用不停止決定通知書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第3項の規定により、次のとおり個人情報を利用停止しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県選挙管理委員会委員長

印

利用停止に係る個人情報の内容	
個人情報の利用停止をしない理由	
担当課等	(電話番号 ( ) - (内線 ) )
備考	

## 教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県選挙管理委員会を被告として（熊本県選挙管理委員会委員長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号の8様式（第13条の6関係）

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 ( ) - (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第 16 号様式及び別記第 17 号様式を次のように改める。

別記第 16 号様式及び別記第 17 号様式 削除

別記第 20 号様式及び別記第 21 号様式中「電話番号」を「電話番号( ) - 」に、  
 「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。」  
 「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。」  
 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県選挙管理委員会を被告として（熊本県選挙管理委員会委員長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

に改める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 18 号

昭和 28 年 3 月 16 日熊本県選挙管理委員会告示第 15 号及び昭和 37 年 5 月 22 日熊本県選挙管理委員会告示第 10 号（熊本県選挙管理委員会書記長及び地方書記長専決処理事項）は、廃止する。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

その総数の 50 分の 1 29,889

その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 315,737

その総数の 3 分の 1 498,141

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

選挙区名

熊本市選挙区	154,094
八代市選挙区	28,158
人吉市選挙区	9,987
荒尾市選挙区	15,673
水俣市選挙区	8,128
玉名市選挙区	12,078
本渡市選挙区	10,551
山鹿市選挙区	8,816
牛深市選挙区	4,962
菊池市選挙区	7,274
宇土市選挙区	10,203
宇土郡選挙区	5,506
下益城郡選挙区	22,875
玉名郡選挙区	20,556
鹿本郡選挙区	15,734
菊池郡選挙区	35,644
阿蘇郡選挙区	21,057
上益城郡選挙区	23,803
八代郡選挙区	13,283

芦北郡選挙区	7,590
球磨郡選挙区	17,611
天草郡上島選挙区	14,343
天草郡下島選挙区	9,464

**熊本県選挙管理委員会告示第 21 号**

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程  
熊本県選挙管理委員会規程（昭和 51 年熊本県選挙管理委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「（次長を置かない地域振興局にあっては総務部長）」を削り、「市町村総室長が指定する市町村総室課長補佐」を「市町村総室次長」に改め、同条第 4 項中「地域振興局総務部長及び同総務部総務課に勤務する吏員の職にある職員」を「地域振興局総務部に勤務する吏員の職にある職員（同部税務課に勤務する吏員の職にある職員を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県公安委員会告示第 12 号**

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 29 の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成 3 年熊本県公安委員会規程第 2 号）第 4 条の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

- 1 委嘱年月日  
平成 17 年 4 月 1 日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活動区域
生田 和吉	熊本市黒髪二丁目4番21号	熊本北警察署管轄区域
池田 常雄	熊本市楠七丁目2番21号	〃
市原 敬助	熊本市龍田町弓削711番地12	〃
上田 哲也	熊本市硯川町279番地3	〃
内田 一徳	熊本市鶴羽田町589番地	〃
小野 洋一	熊本市坪井三丁目8番6号	〃
金光 幸雄	熊本市万楽寺町41番地2	〃
河野 國廣	熊本市清水新地五丁目4番8号	〃
河野 力三	熊本市安政町2番15号	〃
北御門博子	熊本市中央街7番13号	〃
島川 明敏	熊本市清水町大字麻生田1991番地7	〃
嶋村 幸一	熊本市大窪三丁目2番2号	〃
清水 龍市	熊本市龍田七丁目19番1号	〃
白石 武信	熊本市大江三丁目8番7号	〃
高巢 宗夫	熊本市花園一丁目3番15号	〃
田代 末竹	熊本市花園一丁目1番15号	〃
田辺 正直	熊本市新屋敷一丁目13番3号	〃
中山 紀雄	熊本市白山一丁目1番28号	〃
西本 豊秀	熊本市池田四丁目28番13号	〃
野田 広康	熊本市硯川町895番地4	〃
橋本 恒夫	熊本市菅原町10番13号	〃
花田 弘恵	熊本市武蔵ヶ丘三丁目17番4-70号	〃
平山 泰幸	熊本市楠野町1437番地	〃

氏 名	住 所	活動区域
福岡 耕造	熊本市黒髪七丁目109番地	熊本北警察署管轄区域
福永 強一	熊本市麻生田四丁目13番11号	〃
松浦 勇進	熊本市新市街13番21号	〃
松岡 政晴	熊本市龍田六丁目14番45号	〃
宮本 要	熊本市清水万石五丁目8番7号	〃
吉崎 征一	熊本市九品寺三丁目5番11号	〃
芳村 義雄	熊本市北千反畑町5番10号	〃
有田 末人	熊本市田井島二丁目8番58号	熊本南警察署管轄区域
上田 六男	熊本市紺屋阿弥陀寺町35番地	〃
魚住 準一	熊本市城山上代町666番地	〃
梅田 真市	熊本市田崎一丁目1番29号	〃
勝矢 幾寛	熊本市二本木三丁目10番21号	〃
尺一 賢昌	熊本市南高江一丁目18番40号	〃
木下 義信	熊本市無田口町1711番地1	〃
草野 栄介	熊本市島崎二丁目36番19号	〃
高野 格	熊本市高橋町135番地	〃
橘 一男	熊本市小島中町5番地	〃
田中 幸治	熊本市近見六丁目9番45号	〃
谷川 廣	熊本市八幡七丁目3番2号	〃
塚本 勝	熊本市南熊本一丁目3番8号	〃
津田 秀麿	熊本市春日四丁目24番7号	〃
豊永 健一	熊本市御幸笛田四丁目18番5号	〃
中村 恵彦	熊本市河内町野出1004番地	〃
中村 剛	熊本市沖新町668番地	〃
中村 博巳	熊本市野口一丁目11番8号	〃
野口 泰子	熊本市護藤町606番地	〃
平野 文洋	熊本市出仲間二丁目1番45号	〃
藤本 明	熊本市池上町1340番地	〃
藤原 謙吾	熊本市新町三丁目10番13号	〃
村上 清孝	熊本市河内町船津2850番地	〃
村田 謙輔	熊本市銭塘町1742番地	〃
吉田 誠義	熊本市本荘町688番地2	〃

氏 名	住 所	活動区域
安部 勝人	熊本市若葉四丁目28番1号	熊本東警察署管轄区域
井手 義治	熊本市三郎一丁目8番11号	〃
上村 侃	熊本市南町5番10号	〃
岡松 蔦士	熊本市小峯一丁目6番27号	〃
清村 勝	熊本市水前寺四丁目37番17号	〃
倉員 人也	熊本市上南部三丁目31番2号	〃
酒井 凉子	熊本市東町三丁目6番10-17号	〃
佐藤 虔二	熊本市健軍三丁目18番10号	〃
副島 正太	熊本市昭和町13番5号	〃
椿 敏道	熊本市国府一丁目8番62号	〃
中島 公久	熊本市帯山五丁目28番17号	〃
中村 勝則	熊本市出水六丁目22番7号	〃
西本 年丸	熊本市渡鹿三丁目8番31号	〃
橋本 肇	熊本市長嶺南二丁目2番58号	〃
濱田 明博	熊本市戸島西四丁目2番76号	〃
藤村 明朝	熊本市戸島三丁目8番17号	〃
本田 茂春	熊本市長嶺東三丁目8番11号	〃
村上 盛昭	熊本市新南部六丁目2番52号	〃
村上 芳亮	熊本市沼山津三丁目11番8号	〃
山口 和彦	熊本市神水一丁目31番2号	〃
山田 勝利	熊本市画図町大字下無田91番地	〃
山村 哲徳	熊本市花立六丁目5番68号	〃
山本 伸也	熊本市長嶺西三丁目2番86号	〃
内尾 昌章	玉名郡横島町大字横島638番地	玉名警察署管轄区域
大槻 正明	玉名郡菊水町大字江田39番地の2	〃
緒方 大海	玉名郡岱明町大字上15番地の1	〃
金澤 武之	玉名市中1224番地6	〃
権藤 義春	玉名市高瀬357番地5	〃
坂上 吉之	玉名市滑石1321番地2	〃
嶋田 欣一	玉名市伊倉北方3107番地1	〃
末竹 一巳	玉名郡南関町大字上長田632番地	〃
武澤 諫	玉名市上小田1528番地6	〃



氏 名	住 所	活動区域
竹下 春夫	玉名郡三加和町大字板楠2576番地	玉名警察署管轄区域
竹森 利徳	玉名郡岱明町大字野口882番地	〃
田邊 正名	玉名郡玉東町大字上木葉344番地	〃
西川 攻	玉名市築地2458番地3	〃
開 勝年	玉名郡天水町大字小天6961番地	〃
藤崎 忠義	玉名郡南関町大字関町1321番地2	〃
森 建一	玉名市石貫4246番地2	〃
伊藤 民雄	玉名郡長洲町大字腹赤1253番地	荒尾警察署管轄区域
小山 和美	荒尾市樺775番地1	〃
京極 昌憲	荒尾市西原町一丁目2番6-204号	〃
組脇 勝利	玉名郡長洲町大字長洲2168番地40	〃
坂田 進	荒尾市増永2898番地4	〃
杉村 弘	荒尾市大島1132番地	〃
田中 貞義	荒尾市八幡台二丁目10番10号	〃
長瀬 護雄	玉名郡長洲町大字宮野119番地6	〃
原田 恵介	荒尾市下井手187番地4	〃
宮崎三省男	荒尾市大平町一丁目29番地	〃
山口 輝幸	荒尾市下井手171番地	〃
池田 邦弘	山鹿市石83番地	山鹿警察署管轄区域
牛島 健二	山鹿市鹿本町来民1727番地1	〃
内田 英彦	鹿本郡植木町大字植木223番地	〃
大塚 光義	山鹿市鹿央町合里396番地1	〃
緒方 義弘	山鹿市坂田2279番地	〃
小川内正隆	山鹿市山鹿178番地34	〃
栗原昭知加	山鹿市鹿北町岩野115番地15	〃
古賀 文則	山鹿市南島1692番地2	〃
長曾我部正	山鹿市菊鹿町上内田229番地	〃
平川 民子	鹿本郡植木町大字岩野317番地の8	〃
藤本 俊行	鹿本郡植木町大字一木76番地	〃
前田 敬治	鹿本郡植木町大字内51番地の3	〃
村井 正臣	山鹿市菊鹿町下内田316番地2	〃
山部 澄友	鹿本郡植木町大字富応329番地	〃

氏 名	住 所	活動区域
秋月 順子	菊池市隈府58番地	菊池警察署管轄区域
秋吉佐智代	菊池市下河原5086番地	〃
東 司	菊池郡西合志町大字須屋2738番地58	〃
井藤 弘吉	菊池市泗水町富納378番地2	〃
岩根 新一	菊池市旭志弁利59番地	〃
上田 照久	菊池市泗水町豊水3300番地4	〃
坂梨 鷹元	菊池市七城町小野崎835番地2	〃
鍋田 親雄	菊池市野間口643番地3	〃
針 金男	菊池市隈府1057番地5	〃
東 浩司	菊池市旭志小原529番地2	〃
安武 幸徳	菊池郡西合志町大字合生4151番地2	〃
渡邊真一郎	菊池市隈府1389番地	〃
朝倉 悟	菊池郡合志町大字豊岡2000番地1310	大津警察署管轄区域
岡田 磯雄	菊池郡大津町大字陣内1124番地2	〃
木村 孝義	菊池郡大津町大字引水520番地	〃
小椋 征朗	菊池郡菊陽町大字原水5271番地1	〃
坂田 敏昭	阿蘇郡西原村大字河原2343番地	〃
田野 敏博	阿蘇郡西原村大字布田1173番地2	〃
塚本 文昭	菊池郡合志町大字栄1229番地	〃
西岡 和明	菊池郡菊陽町大字曲手229番地	〃
古庄 重信	菊池郡大津町大字高尾野675番地	〃
松岡 榮美	菊池郡合志町大字福原1115番地2	〃
村上 力雄	菊池郡菊陽町大字津久礼51番地2	〃
山下 博文	阿蘇郡西原村大字鳥子995番地2	〃
時松 一義	阿蘇郡小国町大字下城2084番地	小国警察署管轄区域
中嶋 廣美	阿蘇郡小国町大字宮原2032番地の2	〃
本田 英明	阿蘇郡南小国町大字満願寺2204番地3	〃
荒井 咲子	阿蘇市一の宮町宮地4581番地	阿蘇警察署管轄区域
岩瀬 善喜	阿蘇市波野大字波野1838番地	〃
岩永 浩	阿蘇市一の宮町宮地1857番地1	〃
荻 誠輝	阿蘇郡産山村大字産山683番地	〃
金森 孝治	阿蘇市赤水797番地	〃

氏 名	住 所	活動区域
坂梨 智信	阿蘇市三久保4423番地	阿蘇警察署管轄区域
松川シズノ	阿蘇市小里140番地	〃
大塚 弘倫	阿蘇郡高森町大字高森1310番地1	高森警察署管轄区域
甲斐 三義	阿蘇郡南阿蘇村大字久石523番地2	〃
中野 義邦	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5174番地1	〃
渡邊 磨	阿蘇郡南阿蘇村大字久石3336番地1	〃
井本 秀	上益城郡益城町大字宮園750番地の1	御船警察署管轄区域
勝本 一郎	上益城郡御船町大字木倉7095番地3	〃
熊宮 敏宏	上益城郡益城町大字安永671番地	〃
田上 義隆	上益城郡甲佐町大字中横田1195番地	〃
畑田 武俊	上益城郡甲佐町大字早川452番地の1	〃
福永 哲夫	上益城郡嘉島町大字上六嘉300番地の1	〃
前田 晴重	上益城郡益城町大字宮園555番地	〃
宮田 英二	上益城郡嘉島町大字上島2082番地の4	〃
森田 優二	上益城郡御船町大字御船236番地	〃
安尾 和憲	上益城郡益城町大字福原877番地	〃
吉田 千里	上益城郡御船町大字田代983番地	〃
上村 昭進	上益城郡山都町馬見原58番地10	山都警察署管轄区域
佐野 重光	上益城郡山都町山田885番地3	〃
下田 誠	上益城郡山都町下名連石842番地2	〃
田上 徳義	上益城郡山都町下馬尾175番地2	〃
池田 忠一	宇城市三角町大田尾365番地2	宇城警察署管轄区域
岩田 捷代	宇城市不知火町御領88番地28	〃
上野 松雄	宇城市小川町新田出1181番地	〃
上村 重子	宇城市三角町波多68番地	〃
上村 英臣	宇城市松橋町両仲間683番地	〃
木村 克哉	宇城市豊野町山崎2番地14	〃
木村 勝吉	宇城市松橋町松橋488番地	〃
清田 浩司	宇城市小川町江頭35番地	〃
境 洋治	下益城郡美里町原町22番地	〃
白石 惇	宇土市古保里町633番地1	〃
高木 良一	下益城郡富合町大字大町414番地	〃

氏 名	住 所	活動区域
谷山 次則	宇土市神馬町725番地	宇城警察署管轄区域
中村 謙二	宇土市長浜町500番地	〃
奈須 重喜	宇城市松橋町松橋552番地7	〃
松岡 明人	下益城郡城南町大字隈庄222番地	〃
宮原 幸則	下益城郡城南町大字阿高667番地15	〃
村崎 義治	下益城郡富合町大字榎津1033番地	〃
山口 久代	宇土市下網田町1850番地1	〃
吉川満璃子	宇土市本町一丁目18番地	〃
吉住 征也	下益城郡美里町中153番地	〃
大原 友春	八代市二見本町1248番地	八代警察署管轄区域
賀久久美子	八代市興善寺町485番地	〃
楠本 優	八代市郡築六番町25番地	〃
久保田和子	八代市港町19番地	〃
神宮司洋子	八代市西宮町1056番地の2	〃
武井弘治郎	八代市昭和日進町254番地の5	〃
堤 道晴	八代市日奈久大坪町988番地	〃
出口 健二	八代市古閑中町1717番地の80	〃
當田 康雄	八代郡坂本村大字葉木1547番地	〃
塔ノ上 充	八代市古城町2413番地	〃
西川 廣一	八代市上日置町2238番地の1	〃
橋口 實男	八代市松崎町323番地の1	〃
兵藤 敏行	八代市敷川内町710番地	〃
堀口 次雄	八代市植柳上町443番地	〃
本田 義美	八代市岡町中603番地の1	〃
丸吉 秀之	八代郡千丁町大字吉王丸1521番地	〃
宮島 保興	八代市通町6番19号	〃
守田 勝徳	八代市豊原中町354番地の2	〃
井上 義雄	八代郡竜北町大字網道1274番地	宮原警察署管轄区域
齊藤 博	八代郡宮原町大字宮原町69番地7	〃
滝本 龍夫	八代郡竜北町大字野津718番地の3	〃
谷口 一雄	八代郡鏡町大字塩浜234番地	〃
中川 末義	八代郡鏡町大字塩浜8番地	〃

氏 名	住 所	活動区域
三好 健一	八代郡東陽村大字北3541番地の1	宮原警察署管轄区域
森山 和俊	八代郡泉村大字柿迫3158番地	〃
浦川 未廣	葦北郡芦北町大字小田浦2202番地1	芦北警察署管轄区域
篠原 紀男	葦北郡芦北町大字豊岡245番地	〃
下田 義治	葦北郡芦北町大字鶴木山853番地4の2	〃
緒方 吉高	水俣市古城二丁目5番37号	水俣警察署管轄区域
中村 靖	水俣市山手町一丁目3番17号	〃
福田 研二	水俣市栄町二丁目1番21号	〃
松田 喜正	水俣市旭町一丁目1番3号	〃
森下 紀裕	葦北郡津奈木町大字津奈木1256番地1	〃
山崎 俊夫	水俣市汐見町二丁目1番36号	〃
眞田 通雄	人吉市大畑町2137番地	人吉警察署管轄区域
杉田 務	人吉市北泉田町177番地7	〃
瀧川 邦夫	球磨郡錦町大字木上東4番地の37	〃
中竹 幸利	球磨郡山江村大字山田丁822番地の1	〃
早田 敬一	球磨郡五木村甲2842番地1	〃
日當三代喜	球磨郡球磨村大字渡乙2019番地の1	〃
東 正治	球磨郡錦町大字西1604番地の1	〃
冷水 邦彦	人吉市下城本町1734番地4	〃
福屋 民夫	人吉市西間上町1578番地	〃
三木 茂	人吉市中神町字馬場32番地5	〃
宮原 真	人吉市赤池水無町637番地	〃
宮村 千敏	球磨郡相良村大字柳瀬817番地の8	〃
小田 辰幸	球磨郡多良木町大字多良木118番地	多良木警察署管轄区域
久保田 守	球磨郡あさぎり町免田東3003番地55	〃
幸野 俊光	球磨郡水上村大字岩野105番地	〃
種村 治夫	球磨郡あさぎり町上東116番地	〃
野田勇次郎	球磨郡あさぎり町深田西2393番地2	〃
平田 博文	球磨郡あさぎり町岡原北1416番地1	〃
藤本 伸介	球磨郡湯前町2102番地の1	〃
松村 憲一	球磨郡あさぎり町須恵3096番地	〃
石川 榮一	本渡市古川町5番11号	本渡警察署管轄区域

氏 名	住 所	活動区域
上元 正純	天草郡新和町小宮地6584番地	本渡警察署管轄区域
江浦むつえ	本渡市下浦町2358番地	〃
檜山 武久	本渡市佐伊津町2783番地	〃
梶山 勝	本渡市本渡町大字本戸馬場2898番地4	〃
川上 勝昭	天草郡有明町大字下津浦38番地	〃
園田 溢	天草郡天草町大江3031番地	〃
遠山 春樹	天草郡有明町大字赤崎2023番地1	〃
富永千賀子	本渡市本渡町大字本渡986番地1	〃
並崎 一信	天草郡栖本町大字古江801番地3	〃
松尾 鐵治	天草郡苓北町富岡2545番地2	〃
松木昭十四	天草郡五和町大字御領9628番地16	〃
山下 富子	本渡市本渡町大字本戸馬場394番地1	〃
吉鶴 政美	天草郡倉岳町大字宮田3878番地	〃
久保田武敬	上天草市松島町阿村1508番地	上天草警察署管轄区域
高木 一喜	上天草市龍ヶ岳町大道1985番地	〃
松本 初雪	上天草市松島町教良木5939番地	〃
山口登壽喜	上天草市大矢野町上2344番地1	〃
山口 尚眞	上天草市姫戸町姫浦2360番地	〃
渡邊 泰信	上天草市大矢野町維和79番地1	〃
佐藤 剛作	牛深市牛深町83番地1	牛深警察署管轄区域
杉本 重朗	牛深市牛深町1539番地1	〃
登 元生	天草郡河浦町大字河浦5690番地	〃
橋本 敬子	牛深市深海町3215番地	〃